

# 令和6年 第12回全員協議会会議録

令和6年6月5日 議員控室

## ○事 件

町長報告事項

(1) 裁判の経過について (総合病院)

## ○出席議員 (13名)

議長	千 葉 隆 君	副議長	黒 島 竹 満 君
	赤 井 睦 美 君		佐 藤 智 子 君
	横 田 喜世志 君		大久保 建 一 君
	関 口 正 博 君		宮 本 雅 晴 君
	倉 地 清 子 君		三 澤 公 雄 君
	牧 野 仁 君		安 藤 辰 行 君
	斎 藤 實 君		

## ○欠席議員 (1名)

能登谷 正 人 君

## ○出席説明員 (8名)

町長	岩 村 克 詔 君	副町長	成 田 耕 治 君
総務課長	竹 内 友 身 君	財務課長	川 崎 芳 則 君
総合病院事務長	竹 内 伸 大 君	総合病院庶務課長	長谷川 信 義 君
総合病院医事課長	加 藤 貴 久 君	総合病院医療連携課長	佐々木 裕 一 君

## ○出席事務局職員

事務局長	野 口 義 人 君	事務局次長	成 田 真 介 君
庶務係長	菊 地 恵梨花 君		

◎ 開会・議長挨拶

○議長（千葉 隆君） それでは次の日程もございますので、早速全員協議会を開催してまいりたいと思います。

◎ 町長報告事項

○議長（千葉 隆君） 総合病院からよろしくお願いいたします。

○総合病院庶務課長（長谷川信義君） 議長、総合病院庶務課長。

○議長（千葉 隆君） 総合病院庶務課長。

○総合病院庶務課長（長谷川信義君） 裁判の経過について説明いたします。

本件、医療訴訟につきましては、去る令和6年5月13日開会の全員協議会におきまして、ご説明申し上げましたところでございますが、その後の裁判の経過につきまして、報告いたします。

別紙をご覧ください。

1の概要から3の判決結果までは、既に説明済みの内容でありますので、説明は割愛させていただき、4判決後の経過から説明いたします。

5月8日の判決を受け、一審判決の内容を不服とし、控訴することとしていることにつきましては、既にご承知のことと存じますが、①5月21日に控訴状を提出し、合わせて損害賠償額の支払いに対し仮執行宣言が付されていることから、強制執行を回避する手立てとして、強制執行停止申立書を提出しております。

翌22日には、強制執行停止申立において必要とされる担保金の決定がなされ、1億4千万円の供託命令となり、函館地方法務局八雲支局と事前協議を行っております。

③になりますが、同日、北洋銀行八雲支店の役場会計管理者口座が一審判決における仮執行宣言に基づき、差押えられたことが判明しました。差押え金額は総額で1億9,929万4,413円であり、即、委任弁護士へ連絡のうえ対応を依頼しております。

この時点では、裁判所と協議の結果、7日以内に供託金の納付等、一連の手続きをすることにより差押え解除が可能である旨の報告を受けております。

④翌23日には、函館地方法務局八雲支局へ供託書の提出、供託金1億4千万円を支払いのうえ、供託書正本の交付を受けております。

なお、1億4千万円につきましては、早急に納めなければならないことから、予算執行に係る予算確保について、5月22日付けで専決処分いたしましたので、本定例会におきまして報告をさせていただきますことを、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

その後、同日中に、函館地方裁判所へ供託書正本を提出、同日付で強制執行停止決定に至っております。

裏面をご覧ください。

⑤24日には、委任弁護士より強制執行の停止を求める上申書を提出しましたが、この時点で、裁判所と協議した結果、強制執行、すなわち町会計管理者口座から現金が引き出されることは停止されたものの、差押え自体は有効で、解除できない旨の判断がなされました。

これにより、差し押さえられた1億9,929万4,413円は、町行政運営上の予算執行が不可能となり、町の現金預金としては存在するものの、事実上、裁判終了まで凍結されることとなります。

この事態に対処するため、⑥になりますが、6月中旬以降、状況に応じ、町一般会計の資金繰りに配慮し、病院会計より一般会計へ資金貸付を予定しています。

5 控訴審に向けた主な主張ですが、判決の問題点として、血栓症と薬との因果関係及び経過観察義務違反と血栓症の因果関係の判断の誤りを主張し、専門的な追加意見書及び証拠書類など補充立証し、因果関係否定を追求するものであります。

また、②になりますが、裁判所では平成25年11月20日に血圧測定等していれば、原因としたこの日の処方やめていたという認定については、認定できる根拠は皆無であり、救急搬送時の血圧は140/84、凝固能検査は全く正常であることに加え、平成19年から継続処方して平成26年まで発症しなかったことは薬剤と血栓症との関係を否定するものであります。さらには、発症する場合は圧倒的に1年以内となっています。

このほか、一審判決に対する様々な主張はございますが、詳細につきましては、現在、弁護団で、控訴審での主張立証計画を立てて望んでおりますので、ご理解をいただきたく存じます。

その他になりますが、新聞報道によりご承知のこととは存じますが、原告側は、当院が控訴した同日に、最初に薬を処方した医師の責任追及を主張し、控訴しております。

弁護団の見解では、控訴審は長くても1年程度と予想しており、当方の主張が認められるよう弁護団をはじめ関係各位のご尽力をお願いするところであります。

以上、大変雑駁ではありますが、裁判の経過についての説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（千葉 隆君） 今、庶務課長のほうからご報告がありましたことについて、皆さんのほうから質疑を受けてまいりたいと思いますが、何か。

○議員（三澤公雄君） はい。

○議長（千葉 隆君） 三澤さん。

○議員（三澤公雄君） まず、今回の資料についてお聞きしますが、1ページ目、表の後段の米印のこの時点では委任弁護士と裁判所の協議において手続きを取ったら差し押さえ解除が可能であると、裁判所と協議してそういう連絡を受けていたのに、結果的には2ページになりますが、差し押さえの解除はできなかったってことですね。裁判所はできるって可能性を弁護士に示していたのに、なぜこんな結果になったのでしょうか。

○総合病院庶務課長（長谷川信義君） 議長、総合病院庶務課長。

○議長（千葉 隆君） 総合病院庶務課長。

○総合病院庶務課長（長谷川信義君） ご指摘のとおりですけれども、当方としてもまず差し押さえられたって情報を持って即委任弁護士の相談をかけました。その段階で弁護士も裁判所と相談をした結果ですね、7日以内にすべて（聞き取り不能）連絡を受けたところです。

ただ、後段になりますが、やはりそれは有効であるという連絡を受けたものでありますので、その原因については私どももわかりかねますが、非常に残念といたしますか、そういう思いです。

○議員（三澤公雄君） はい。

○議長（千葉 隆君） 三澤さん。

○議員（三澤公雄君） 弁護士と裁判所の協議の場に行政職員は立ち会っていましたか。

○総合病院庶務課長（長谷川信義君） 議長、総合病院庶務課長。

○議長（千葉 隆君） 総合病院庶務課長。

○総合病院庶務課長（長谷川信義君） この時点では立ち会っておりません。

○議員（三澤公雄君） はい。

○議長（千葉 隆君） 三澤さん。

○議員（三澤公雄君） 失礼な言い方かもしれませんが、控訴審に持って行ってもらうために弁護士が虚偽の情報を行政側に流したって可能性はないですか。僕は弁護士さんの一連のアクション、訴訟に対する作戦も含めて、非常に不信感を持つんですね。そもそもね、上級機関であるPWMA独立行政法人医薬品医療機器総合機構が、この医薬品の使用は適正ではないって判断を下したことをもって、この患者さんは病院を訴えてるんです。

なのに、私たちの使用は適正ですって戦い方をしているんですね、最初から。控訴審もそれでいくって。ただ無駄な裁判費用を我々は負担することになるんじゃない。病院の名誉は大事かもしれませんが、逆に患者もいわゆるこの方は町外の人ですが、患者目線から言ったら町民とした場合に患者と争う病院はあまりイメージもよろしくないし、なんか戦うことについてのメリットと、戦う一緒に仲間の弁護士さんの器量を考えたときに、戦うって詮索が本当に良いのかと。僕はこの間の説明と今回の説明を合わせて見たときに、その疑いのほうが強くなった。どんなものでしょう。

○議長（千葉 隆君） 答えづらいかもしれないけれども、ただやっぱり三澤さんが言っている町内の声はそういう声も大きいということもあると思うんですよね。弁護士さんも相手の弁護士さんは聞くところによるとそんなに専門的な弁護士ではないので、こっちのほうが専門的な弁護士さんなのに負けてるって部分を含めて、なんかいろいろあると思うので、今控訴する中で中身の部分話しできないと思うから、微妙なんだろうけれども、そういった部分も含めてちょっともう一度協議するっていうか、それで進むなら進むで結構だと思うので、しょうがないから。そういった部分も含めて町長のほうから。

○議員（三澤公雄君） もうちょっと聞いていい。重ねて。

○議長（千葉 隆君） はい。

○議員（三澤公雄君） 直近である映画を見たんです。そしたらね、PMS で月経前症候群で悩んでいる女性が医師にかかっているシーンがあって、そしたらあなたのお母さんには血栓症の起用があるのでこのピルは使えませんってことで精神安定剤みたいなのを処方されてるんです。それで改めてアンジュ 28 って薬を調べたら、僕は素人ですよ、でも注意事項としていくつか聞きたいのは診断の確定していない異常精器出血がある場合だとか、僕はこの資料を読んだらその項目がありましたし、またこれは聞かなきゃわからないんですが、この方の喫煙歴はどうなっていますか。35 歳以上で 15 本以上一日喫煙される方は、アンジュ 28 はその製薬会社が出している注意事項として禁止って書かれてるんですね、そういったことも裁判なんかで指摘されていないんですか。

○総合病院庶務課長（長谷川信義君） 喫煙歴はないです。

○総合病院事務長（竹内伸大君） 議長、事務長。

○議長（千葉 隆君） 事務長。

○総合病院事務長（竹内伸大君） 診断の関係については、子宮血栓症って当時の診断をしていますので、そういった診断に基づいて処方したもって考えます。

それと裁判記録の中にも重ねて申し上げますが、原告側に喫煙歴はないって記録はございました。

○町長（岩村克詔君） はい。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 先ほど三澤議員さん、また議長からもあったとおり、私も同じ気持ちを持っています。たまたま町民じゃなかったってことですが、町民と考えたときにやはり控訴するのがやはり踏み込むのかは我々としても皆さんと同じ気持ちでいます。ただ弁護団の皆さんの説明を聞くと、やはりちょっとこの温度差があるってことで今回控訴ってことで我々としても弁護団の意見を尊重しながら、また病院の医師のほうの意見も聞きながら控訴したってことです。ただ先ほど議長さんがおっしゃっているとおり、中身についてはあまりここで細かく話せないの、我々としたら被害といった相手方のも尊重したいし、また病院側の医者の方の意見も尊重したいといういろいろな絡みながらまた判断としては控訴するって決定して控訴しているってことで、苦しなうながらやっていると、苦しいながらやっているとご理解をいただきたいと思います。

○議員（三澤公雄君） もう一点。

○議長（千葉 隆君） 三澤さん。

○議員（三澤公雄君） 道新さんがいる前で言いづらいんですが、僕らこういった時系列に沿って資料を見て、そうすると変な話過去に起きたことで争ってるんだよねって思うんですが、この報道を知っている町民が僕に話しかけてる人は十中八九ほとんどが今の病院で起こした事件だと思ってるんですね。その辺を次善の策として過去を切り離すってこともちょっとあれなのかもしれませんが、今の病院に通うことをためらうイメージで受け取っている町民が僕の周りには多かったと。

これは、実はこういうふうに僕らは聞いてるって過去のその平成時代のお話をしたら、なんだそういう記事かいて。ごめんなさい、見出しだけで町民は判断するんだと思いますが、記事にもよく読んだらちゃんとわかるんですが、パッと見た感じね。だからほかの部分でも病院会計なんかでも言っていますが、病院が頑張ってるってことをどうPRするかって流れの中で今の出来事ではないっていうちょっと言い回しが難しいかもしれませんが何か別な手立てで伝え方をしないと病院離れもちょっと加速している事件なのかなって思うんですね。どんなものでしょう。

○総合病院事務長（竹内伸大君） 議長、事務長。

○議長（千葉 隆君） 事務長。

○総合病院事務長（竹内伸大君） 現在進行形で治療されているということではないってことで、私も可能であれば相当以前の出来事なんですけど、言いたい気持ちはあるんですが、なかなかこれをホームページだとか公の部分で持ち出すことにやはり担当の事務長としては躊躇を正直いたします。というのはちょっと解釈を誤られたら昔に起きたことだから今関係ないですっていうふうに重く受け止めないとないんじゃないかって印象も持たれてしまうかなと思います。

それと、私どもが損害を負ったもので、私どもが原告になってきちんと主張していくって意思表示については当然後方も一定程度の要因かなと思いますが、私どもが一番最初原審は被告の立場であります。それに対して、不服を申し立てて控訴審で争うって内容を考えたら、こちら側の思いと裏腹な受け止めをされてしまわないかなって心配もあるので、本日この場ではこういった後方ではできるかっていうことはお答えを差し控えさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議員（黒島竹満君） はい。

○議長（千葉 隆君） 黒島さん。

○議員（黒島竹満君） 前回の全協で供託金とならなかつたら差し押さえになるって報告があったんですね、その時点で弁護士さんからそういう話が来てすぐに手続きに入ったら差し押さえできなかったんじゃないの。結局後れを取ったから差し押さえされたんじゃないの。報告あったときにさ、その事前にそういう話があったんだからすぐに供託したら差し押さえは免れたんじゃないの。この遅れ、結局今、弁護士さんの遅れがあったんじゃないかってこっちは感じてるんだけど。だから町の弁護士さんの動きが悪かったんじゃないの。はっきり言って。だからこういう状態になったんじゃないの。その辺ちょっと今喋れるなら。しゃべれなかつたらいいけれども。

○総合病院庶務課長（長谷川信義君） 議長、総合病院庶務課長。

○議長（千葉 隆君） 総合病院庶務課長。

○総合病院庶務課長（長谷川信義君） ただいまなのですが、弁護士からの情報としてはですね、相手方は相当早い段階で差し押さえの手続きをしていたのではないかと。あくまでも推測ですが、それと、ルールとしては判決をですね、2週間以内ですね、に控訴するというので、当方の弁護団としてはおそらく期日以内に対応したって思いだとは思いますが、もしかしたらすぐにやっていたらってところもご指摘の部分もちょっと今現在、否定はできませんが、持ち帰らせていただきたいと思えます。

○議長（千葉 隆君） だから供託の手続きを最初からとってたのかいって。相手だって早くやるのは当たり前だっけさ。こっちだって負けたときのことを考えて供託の準備しておくのが普通で、そんな一般会計の強制執行されるなんて行政的には恥ずかしいことなんだから、そこはまずきちんと最初に判決をどういう判決か、最低の判決か最高の判決かを想定しながらリスクマネージメントしていくっていうのがやっぱり通常なんだから。なぜ早くやらなかつたのかなって。

○総合病院庶務課長（長谷川信義君） 議長、総合病院庶務課長。

○議長（千葉 隆君） 総合病院庶務課長。

○総合病院庶務課長（長谷川信義君） 一つすみません、言い訳になるかもしれませんが、まずですね、5月21日になりますが、弁護団のほうで控訴状を提出しています。あわせて同日に強制執行を止めるための申し立ても。その申し立てを行ってそれから裁判所のほうで、じゃあいくらか納めなさいって決定通知が出されます。

病院側としては、決定通知が出されてその日のうちに本局の八雲支局で事前打ち合わせをして、翌日にはすぐに納めて供託書の製本をいただいてその足で直ぐに函館裁判所へ向かっています。その手続きに関しはスピーディーに行ってはいますが、その控訴状を出すタイミングが一番問題かなって。これ以前にそうとう早い段階で相手方が強制執行の申し立てをおそらくやっていたらうって今回の結果ですが、それよりも早く控訴していたらもしかしたらうってというのはあります。これはちょっと持ち帰らせていただきます。

○総合病院事務長（竹内伸大君） 議長、事務長。

○議長（千葉 隆君） 事務長。

○総合病院事務長（竹内伸大君） この控訴状の提出にあたっての書面の作成にも時間がかかるものというふうに思います。判決が相当町内の文書でありまして、そこでどういう想定があつてどういふことを裁判所が認めたかってところをまず分析もしなければなりませんし、裁判所の決定に対して当町が不服というふうに当然考えられる整理もしなかつたらごさいません。そのことから今先

ほどですね、庶務課長も申し上げたとおり、セットで行われていると考えたら一定時間を要することはやむを得ないのかなと思っています。

ただ、議長、副議長がおっしゃりましたとおり、次善の策といいますか、そういうことの準備という点においてはここの訴訟の進め方の中では反省をして弁護団にこういう意見があったとしっかりと伝えてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（千葉 隆君）　ということで、結果を受け止めるしかないということで、了承したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（千葉 隆君）　そのほか全協で何かありましたら。なければこれで終了します。

[閉会 午後 3時57分]